

(公 印 省 略)
環 整 第 1 2 3 2 号
平成 2 3 年 8 月 2 5 日

浄化槽保守点検事業者 各位

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課長

浄化槽の適正な維持管理について（依頼）

平素は、本県浄化槽行政の推進につきまして、ご理解・ご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、環境省は、毎年開催する全国浄化槽行政担当係長会議で、『浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査を適正に実施することが必要である。』と、浄化槽の適切な維持管理を求めています。

本県においても、別添の（社）兵庫県水質保全センターのパンフに記載のとおり、浄化槽が効率よく機能するためには、設置後の①浄化槽管理者による「正しい使用」、②指定検査機関による「法定検査」、③浄化槽保守点検業者による「保守点検」、④浄化槽清掃業者による「清掃」の“4つの重要な管理”を確実にこなすよう啓発に努めているところです。

しかし、兵庫県の法定検査機関である（社）兵庫県水質保全センターが実施する定期検査結果によると、一部の浄化槽管理者におかれては、その趣旨を理解されず、特に清掃を年1回以上実施しないなど、維持管理がおろそかになっている状況が見受けられます。

つきましては、本県におきましても、広報紙や環境イベントを通じて県民のみなさんに啓発してまいります。浄化槽保守点検業者を営むみなさまにおかれましても、受託管理している浄化槽の管理者が、“4つの重要な管理”を確実にこなしているか改めてご確認の上、実施していない場合は、その必要性について十分説明いただき、県内の全ての浄化槽が適正に管理されるよう、浄化槽管理者への注意喚起をお願いいたします。

[浄化槽保守点検業者の登録に関する条例]

(業務の実施)

第 11 条

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者又は当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者に通知しなければならない。